

令和6年1月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

1月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第1号	八戸市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第2号	八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第3号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第4号	八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第5号	三八視聴覚教育協議会の廃止について	25

議案第1号

八戸市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和6年1月31日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋藤 信哉

理由

償還免除型の第1種特別奨学金を償還義務のない第2種特別奨学金に統合し、その名称を給付型奨学金にするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

議案第 号

八戸市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市奨学金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

償還免除型の第1種特別奨学金を償還義務のない第2種特別奨学金に統合し、その名称を給付型奨学金にするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市奨学金条例の一部を改正する条例

八戸市奨学金条例（昭和 30 年八戸市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「一般奨学金、第 1 種特別奨学金及び第 2 種特別奨学金」を「貸与型奨学金及び給付型奨学金」に改め、同条第 2 項中「一般奨学金若しくは第 1 種特別奨学金」を「貸与型奨学金」に、「第 2 種特別奨学金」を「給付型奨学金」に改める。

第 4 条第 1 項中「一般奨学金」を「貸与型奨学金」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 2 種特別奨学金」を「給付型奨学金」に改め、同項第 1 号中「第 1 項第 1 号」を「前項第 1 号」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 5 条第 1 号中「一般奨学金」を「貸与型奨学金」に改め、同条第 2 号を削り、同条第 3 号中「第 2 種特別奨学金」を「給付型奨学金」に改め、同号ア中「第 1 号ア」を「前号ア」に改め、同号を同条第 2 号とする。

第 7 条第 2 項第 1 号中「一般奨学金又は第 1 種特別奨学金」を「貸与型奨学金」に改め、同項第 2 号中「第 2 種特別奨学金」を「給付型奨学金」に改める。

第 10 条を削る。

第 11 条の見出し及び同条第 1 項中「一般奨学金」を「貸与型奨学金」に改め、同条第 2 項中「一般奨学金は、第 9 条」を「貸与型奨学金は、前条」に改め、同条第 3 項中「一般奨学金」を「貸与型奨学金」に改め、同条を第 10 条とする。

第 12 条を削り、第 13 条を第 11 条とし、第 14 条を第 12 条とする。

第 15 条中「第 11 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 12 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項又は第 2 項」に改め、同条を第 13 条とし、第 16 条を第 14 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（第 1 種特別奨学金に係る経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の八戸市奨学金条例（以下「旧条例」という。）第 7 条第 1 項の規定により第 1 種特別奨学金に係る奨学生の申請をしている者の奨学生の決定並びに当該決定を受けた者の第 1 種特別奨学金の貸与及び償還については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第 8 条の規定により第 1 種特別奨学金に係る奨学生の決定を受けている者の第 1 種特別奨学金の貸与及び償還については、なお従前の例による。

(第2種特別奨学金及び一般奨学金に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に旧条例第7条第1項の規定により第2種特別奨学金又は一般奨学金に係る奨学生の申請をしている者は、それぞれ、この条例による改正後の八戸市奨学金条例(以下「新条例」という。)第7条第1項の規定により給付型奨学金又は貸与型奨学金に係る奨学生の申請をした者とみなして、新条例の規定を適用する。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第8条の規定により第2種特別奨学金又は一般奨学金に係る奨学生の決定を受けている者は、それぞれ、新条例第8条の規定により給付型奨学金又は貸与型奨学金に係る奨学生の決定を受けた者とみなす。

八戸市奨学金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(奨学金の種類)</p> <p>第3条 奨学金の種類は、<u>貸与型奨学金及び給付型奨学金</u>とする。</p> <p>2 <u>貸与型奨学金の貸与又は給付型奨学金の給付は、それぞれ同時に受けることができる。</u></p> <p>(志願資格)</p> <p>第4条 <u>貸与型奨学金に係る奨学生（奨学金の貸与又は給付を受ける者をいう。以下同じ。）に志願することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 <u>給付型奨学金に係る奨学生に志願することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号から第3号までに該当する者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(奨学金の額)</p> <p>第5条 奨学金の額は、本人の希望、家庭の事情等を参酌し、次に掲げるところにより、<u>毎年度予算の範囲内において教育委員会が決定する。</u></p> <p>(1) <u>貸与型奨学金 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p>	<p>(奨学金の種類)</p> <p>第3条 奨学金の種類は、<u>一般奨学金、第1種特別奨学金及び第2種特別奨学金</u>とする。</p> <p>2 <u>一般奨学金若しくは第1種特別奨学金の貸与又は第2種特別奨学金の給付は、それぞれ同時に受けることができる。</u></p> <p>(志願資格)</p> <p>第4条 <u>一般奨学金に係る奨学生（奨学金の貸与又は給付を受ける者をいう。以下同じ。）に志願することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 <u>第1種特別奨学金に係る奨学生に志願することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に該当する者</u></p> <p>(2) <u>特に学術優秀な者</u></p> <p>(3) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者又はこれに準ずる程度に生活に困窮している者（以下この号において「被保護者等」という。）の子又は親権に服する者（志願者が成年者である場合においては、被保護者等から修学に要する経費の負担を受ける者）</u></p> <p>(4) <u>高等学校等（専攻科を除く。）又は高等専門学校第3学年に在学する者で、大學（短期大学を除く。）に翌年度から進学しようとするもの</u></p> <p>3 <u>第2種特別奨学金に係る奨学生に志願することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第1項第1号から第3号までに該当する者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(奨学金の額)</p> <p>第5条 奨学金の額は、本人の希望、家庭の事情等を参酌し、次に掲げるところにより、<u>毎年度予算の範囲内において教育委員会が決定する。</u></p> <p>(1) <u>一般奨学金 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p>

改正後	改正前
<p>ア・イ (略)</p> <p>(2) <u>給付型奨学金</u> 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 前号アに掲げる者 月額2万円以内</p> <p>イ (略)</p> <p>(奨学生の申請)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、志願者は、次の各号に掲げる志願しようとする奨学生の区分に応じ、当該各号に定める数の連帯保証人を立てなければならない。</p> <p>(1) <u>貸与型奨学金</u>に係る奨学生 2人</p> <p>(2) <u>給付型奨学金</u>に係る奨学生 1人</p> <p>(<u>貸与型奨学金の償還</u>)</p> <p>第10条 <u>貸与型奨学金</u>は、学校を卒業する日の属する月の翌月から起算して1年を経過した月以後の教育委員会が定める時から10年以内の期間において、月賦、半年賦又は年賦でその全額を償還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>貸与型奨学金</u>は、前条の規定により奨学生の決定を取り消されたときは、教育委員会が定める時から10年以内の期間において、月賦、半年賦又は年賦でその全額を償還しなければならない。</p> <p>3 <u>貸与型奨学金</u>は、無利息とする。</p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>(2) <u>第1種特別奨学金</u> 月額10万円以内</p> <p>(3) <u>第2種特別奨学金</u> 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 第1号アに掲げる者 月額2万円以内</p> <p>イ (略)</p> <p>(奨学生の申請)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、志願者は、次の各号に掲げる志願しようとする奨学生の区分に応じ、当該各号に定める数の連帯保証人を立てなければならない。</p> <p>(1) <u>一般奨学金</u>又は<u>第1種特別奨学金</u>に係る奨学生 2人</p> <p>(2) <u>第2種特別奨学金</u>に係る奨学生 1人</p> <p>(<u>第1種特別奨学金の当然免除</u>)</p> <p>第10条 <u>第1種特別奨学金</u>に係る奨学生が教育委員会の定める要件に該当するときは、<u>当該奨学金の償還を免除する。</u></p> <p>(<u>一般奨学金の償還</u>)</p> <p>第11条 <u>一般奨学金</u>は、学校を卒業する日の属する月の翌月から起算して1年を経過した月以後の教育委員会が定める時から10年以内の期間において、月賦、半年賦又は年賦でその全額を償還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>一般奨学金</u>は、第9条の規定により奨学生の決定を取り消されたときは、教育委員会が定める時から10年以内の期間において、月賦、半年賦又は年賦でその全額を償還しなければならない。</p> <p>3 <u>一般奨学金</u>は、無利息とする。</p> <p>(<u>第1種特別奨学金の償還</u>)</p> <p>第12条 <u>第1種特別奨学金</u>は、第9条の規定により奨学生の決定を取り消されたとき又は第10条の規定による償還の免除を受けることができないときは、<u>教育委員会</u>が定める時から20年以内の期間において、月賦、半年賦又は年賦でその全額を償還しなければならない。</p> <p>2 前条第3項の規定は、<u>第1種特別奨学金</u>に準用する。</p>

改正後	改正前
<p>(特別事情による償還の猶予) 第11条 (略)</p> <p>(特別事情による償還の免除) 第12条 (略)</p> <p>(繰上げ償還) 第13条 教育委員会は、奨学生であった者又は連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の全部又は一部について、第10条第1項又は第2項の規定により定められた償還期限(第2号において「償還期限」という。)を繰り上げて償還させることができる。 (1)・(2) (略)</p> <p>(教育委員会への委任) 第14条 (略)</p>	<p>(特別事情による償還の猶予) 第13条 (略)</p> <p>(特別事情による償還の免除) 第14条 (略)</p> <p>(繰上げ償還) 第15条 教育委員会は、奨学生であった者又は連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の全部又は一部について、第11条第1項若しくは第2項又は第12条第1項の規定により定められた償還期限(第2号において「償還期限」という。)を繰り上げて償還させることができる。 (1)・(2) (略)</p> <p>(教育委員会への委任) 第16条 (略)</p>

議案第 2 号

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和 6 年 1 月 31 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

年額報酬の支給方法について規定の整備をするとともに、学校運営協議会の委員の報酬及び費用弁償の額を定め、その他所要の改正をするためのものである。

議案第 号

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 月 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

年額報酬の支給方法について規定の整備をするとともに、学校運営協議会の委員の報酬及び費用弁償の額を定め、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 年額報酬（第6号に規定する加算額を除く。次号において同じ。）の支給を受ける者が、年度の中途において、新たに特別職の職員となった場合又は特別職の職員でなくなった場合における当該年度の報酬については、新たに特別職の職員となった場合にあってはその日の属する月（特別職の職員でなくなった月に新たに当該特別職の職員となったときは、その翌月）からの月割計算により、特別職の職員でなくなった場合にあってはその日の属する月までの月割計算により支給する。
- (5) 年額報酬は、当該年度の末日までに支給する。ただし、これにより難しい場合にあっては、任命権者が別に定める日に支給することができる。

第3条第2項中「八戸市職員等の旅費支給条例」を「八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例」に改める。

別表第1 障害支援区分判定審査会の委員の項の次に次のように加える。

学校運営協議会の委員	年額	3,000円
------------	----	--------

別表第2中「青少年問題協議会の委員」を「青少年問題協議会の委員
学校運営協議会の委員」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(報酬額及び費用弁償額の支給方法)</p> <p>第3条 特別職の職員の報酬額の支給方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月額報酬の支給を受ける者については、新たに特別職の職員となったときは、その日から報酬を支給し、退職等により特別職の職員でなくなつたときは、その日まで、死亡により特別職の職員でなくなつたときはその月まで報酬を支給する。</p> <p>(2) 月額報酬の支給期日、支給方法等は、一般職の職員の例による。</p> <p>(3) 日額報酬の支給を受ける者については、職務に従事した日数に応じて、その際に報酬を支給する。</p> <p>(4) <u>年額報酬(第6号に規定する加算額を除く。次号において同じ。)</u>の支給を受ける者が、年度中途において、新たに特別職の職員となった場合又は特別職の職員でなくなつた場合における当該年度の報酬については、新たに特別職の職員となった場合にあってはその日の属する月(特別職の職員でなくなつた月に新たに当該特別職の職員となったときは、その翌月)からの月割計算により、特別職の職員でなくなつた場合にあってはその日の属する月までの月割計算により支給する。</p> <p>(5) <u>年額報酬は、当該年度の末日までに支給する。ただし、これにより難い場合にあっては、任命権者が別に定める日に支給することができる。</u></p> <p>(6) <u>農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬のうち加算額の支給方法等については、規則で定める。</u></p> <p>2 特別職の職員の費用弁償額の支給方法は、<u>八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例(昭和28年八戸市条例第9号)</u>の例による。</p>	<p>(報酬額及び費用弁償額の支給方法)</p> <p>第3条 特別職の職員の報酬額の支給方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月額報酬の支給を受ける者については、新たに特別職の職員となったときは、その日から報酬を支給し、退職等により特別職の職員でなくなつたときは、その日まで、死亡により特別職の職員でなくなつたときはその月まで報酬を支給する。</p> <p>(2) 月額報酬の支給期日、支給方法等は、一般職の職員の例による。</p> <p>(3) 日額報酬の支給を受ける者については、職務に従事した日数に応じて、その際に報酬を支給する。</p> <p>(4) <u>農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬のうち加算額の支給方法等については、規則で定める。</u></p> <p>2 特別職の職員の費用弁償額の支給方法は、<u>八戸市職員等の旅費支給条例(昭和28年八戸市条例第9号)</u>の例による。</p>

改正後

改正前

別表第1（第2条関係）		区分	報酬の額
(略)			
障害支援区分判定審査会の委員	同		12,000円
学校運営協議会の委員	年額		3,000円
その他特別職の職員			各機関の長が市長と協議して定めた額

別表第1（第2条関係）		区分	報酬の額
(略)			
障害支援区分判定審査会の委員	同		12,000円
その他特別職の職員			各機関の長が市長と協議して定めた額

別表第2（第2条関係）		区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行 雑費 (1日に つき)	宿泊料(1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)
(略)	青少年問題協議会の委員	その他特別職の職員						甲地方	
								乙地方	
各機関の長が市長と協議して定めた額									

別表第2（第2条関係）		区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行 雑費 (1日に つき)	宿泊料(1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)
(略)	青少年問題協議会の委員	その他特別職の職員						甲地方	
								乙地方	
各機関の長が市長と協議して定めた額									

議案第 3 号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改
正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和 6 年 1 月 31 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部
改正に伴い、休業補償を行わない場合に係る規定の整備をするためのものである。

議案第 号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 月 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部
改正に伴い、休業補償を行わない場合に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条中「次に掲げる」を「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている」に改め、「、又は収容され」を削り、同条各号を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(休業補償) 第5条 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、又は病気にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行う。ただし、<u>刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合</u>（教育委員会が定める場合に限る。）には、その拘禁されている期間については、休業補償は、行わない。</p>	<p>(休業補償) 第5条 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、又は病気にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行う。ただし、<u>次に掲げる場合</u>（教育委員会が定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。 <u>(1) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合</u> <u>(2) 婦人補導院その他これに準ずる施設に収容されている場合</u></p>

議案第 4 号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和 6 年 1 月 31 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議を廃止し、天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議を新たに設置するためのものである。

議案第 号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 月 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議を廃止し、天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議を新たに設置するためのものである。

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の2 八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議の項を、八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議の委員」を、「天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議の委員」に改める。

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
2 教育委員会の附属機関	名称	名称	担任する事務
(略)		(略)	
八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議	天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地の保存活用計画に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。	八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議	(1) 天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地に係る重要な事項の調査審議に関すること。 (2) 天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地に係る調査に関し必要な事項について意見を述べること。

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)	区分	区分	報酬の額
(略)			
天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議の委員		天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議の委員	
別表第2(第2条関係)	区分	鉄道賃	船賃
		航空賃	航空賃
		車賃(1キロメートルにつき)	車賃(1キロメートルにつき)
		旅行雑費(1日につき)	旅行雑費(1日につき)
		宿泊料(1夜につき)	宿泊料(1夜につき)
		食卓料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
(略)			
天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議の委員		天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議の委員	

議案第 5 号

三八視聴覚教育協議会の廃止について

令和 6 年 3 月 31 日 限り、三八視聴覚教育協議会を廃止することについて、
別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和 6 年 1 月 31 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

地方自治法第 252 条の 6 の規定により、三八視聴覚教育協議会の廃止について、同条においてその例によることとされる同法 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき協議するためのものである。

<別紙>

三八視聴覚教育協議会は、視聴覚教材の活用により社会教育と学校教育の振興を図り、住民の文化水準の向上を目指すにあたり、主要な視聴覚教材である16ミリ映画フィルム及び上映機材等が非常に高額であったことから、共同でその利用を図ることが適当であるとの考えのもと、昭和46年4月に三八地方11市町村（八戸市、五戸町、名川町、南部町、三戸町、田子町、階上町、倉石村、福地村、新郷村、南郷村）で設置された。以降、視聴覚教材の充実を図りながら運営してきたが、現在は市町村合併により構成市町村が7市町村（八戸市、五戸町、南部町、三戸町、田子町、階上町、新郷村）となっている。

その間、めざましい技術革新により、情報収集や情報提供に関する多様な手段が各家庭や個人にまで普及・浸透し、住民を取り巻く視聴覚教材や機器等の環境は大きく変化した。また、学校現場においては1人1台端末が配布され、視聴覚教材についてもネットワーク上での活用が急速に進んでいる。

以上のことから、三八視聴覚教育協議会においては、設置当初の目的が達成され負担金を拠出しながら協議会を維持していく必然性が薄れてきたと考えられることから、本協議会を廃止する。

議案第 号

三八視聴覚教育協議会の廃止について

令和6年3月31日限り、三八視聴覚教育協議会を廃止する。

令和 年 月 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第252条の6の規定により、三八視聴覚教育協議会の廃止について、同条においてその例によることとされる同法第252条の2の2第3項の規定に基づき協議するためのものである。